

## 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

### 「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って

ネットで腕時計を購入し、前払いで個人名義の口座に約2万円振り込んだ。その後「商品が欠品になった。返金するので担当者と無料通話アプリでやり取りするように」とメールが来た。無料通話アプリで連絡するとすぐに「〇〇ペイで返金する」と言われ、QRコードが送られた。コードを読むと〇〇ペイの画面に移行し、指示されたとおりに数字等の入力を繰り返した。気づいたときには、約10万円送金させられていた。販売業者にメールするが連絡もなく、無料通話アプリもすでにブロックされていた。どうしたらよいか。

(50歳代 男性)

#### 【トラブルに遭わないためのポイント】

- 💀 ネット通販で商品を購入したところ、販売業者から「欠品のため〇〇ペイ等のコード決済アプリで返金する」と言われ、返金手続きをしているうちに「返金」してもらはずが「送金」していたという相談が寄せられています。
- 💀 販売業者から「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑いましょう。相手方の指示に従ってはいけません。
- 💀 販売業者の名称・所在地・電話番号が明確に記載されていない、商品価格が通常より安い、支払方法が銀行振り込みや電子マネーに限定されている、返品・返金ルールが記載されていない等のサイトは詐欺サイトの恐れがあります。利用前によく確認しましょう。

返金のはずが、  
支払ってる!?

※困ったときは、消費生活センターや最寄りの警察等に相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

### 「自分はだまされない」と考えている人…8割以上！

#### ～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 026-224-5777  
(消費者ホットライン 188)

#### 【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課  
消費生活センター  
〒380-0835  
長野市大字南長野新田町 1485-1  
長野市もんぜんぱら座4階  
電話 026-224-5777  
FAX 026-223-1818